

令和8年度宮城県住宅供給公社 グリーン購入の推進に関する計画



令和8年4月
宮城県住宅供給公社

令和8年度宮城県住宅供給公社グリーン購入の推進に関する計画について

【凡例】

- ・グリーン購入促進条例：グリーン購入促進条例（平成18年宮城県条例第22号）
- ・グリーン購入法：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・国基本方針：環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月変更閣議決定）
- ・手引き：グリーン購入の調達者の手引き（令和8年2月）

1 目的

この計画は、グリーン購入促進条例第11条第1項及び「グリーン購入の推進に関する基本方針」により、令和8年度における特定調達物品等の調達に関する事項について定めるものです。

2 対象機関

対象機関は、宮城県住宅供給公社です。

3 定義

- （1）「グリーン購入」とは、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいいます。
- （2）「環境物品等」とは、グリーン購入法第2条第1項に規定する環境物品等をいい、具体的には次のいずれかに該当する物品又は役務をいいます。
 - ア 再生資源その他の環境への負荷（「環境基本法」（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品
 - イ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
 - ウ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務
- （3）「特定調達品目」とは、重点的にグリーン購入を推進すべき環境物品等の種類をいいます。
- （4）「特定調達物品等」とは、特定調達品目ごとにその判断の基準等を満たす物品等をいいます。
- （5）「物品の調達」には、購入の他、リース又はレンタル契約による調達も含まれます。

4 特定調達品目の判断の基準及び特定調達物品等の選択方法

別添1のとおりです。

6 特定調達品目

本計画における特定調達品目は、別添2のとおりです。

7 調達目標及び前年度の調達実績

各特定調達品目の調達目標及び令和6年度の調達実績は、別添4のとおりです
なお、特定調達物品等の調達実績は、環境政策課ホームページ等で公表します。

8 特定調達物品等の調達先

特定調達物品等は、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者の環境保全活動を促進するため、環境に配慮した事業活動に努める事業者から調達するものとし、調達においては、「環境配慮事業者からの

物品等調達実施要綱」に基づき、県に登録している当該事業者から優先的に調達します。
別添 1 特定調達品目の判断の基準及び特定調達物品等の選択方法

1 判断の基準

グリーン購入促進条例（以下、「条例」とする。）第10条第2項に規定する特定調達物品等は、下記のとおりとする。

（1）「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（環境省・令和8年2月3日変更閣議決定）に基づく物品等

（2）宮城県グリーン製品（条例第14条）

条例では、宮城県の環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及拡大を図ることとしています。

（3）その他の物品

宮城県としてより高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、下記の特定期調品目に基準を設定します。

① 軽自動車

基準値 1 (調達を推進する基準)	基準値 2 (最低限の基準)
電動車等	次世代自動車又は低排出ガスかつ低燃費 (2020 年度燃費基準達成)

② オフィス家具

基準値 1 (調達を推進する基準)	基準値 2 (最低限の基準)
下記 1 又は 2 を満たし、かつ宮城県内で発生した廃プラスチックの再生材が、プラスチック重量の 10% 以上使用されていること。 (主要材料がプラスチックの製品に適用)	下記 1 又は 2 を満たすこと。
1 エコマーク認定品 2 JOIFA グリーンマーク製品	

（4）環境配慮契約の推進（入札等に付する電力供給契約のみ該当）

電力の調達に係る競争入札は「宮城県の電力調達に係る環境配慮方針」に基づいて実施してください。

<令和8年度計画における変更点>

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省・令和8年2月3日変更閣議決定）」に準じた内容の変更。

○特定調達品目の拡充（3品目）

令和7年度：22分類288品目 ⇒ 令和8年度：22分類291品目

- ・クリアーフォルダー（「ファイル」から独立）
- ・クリアーファイル（「ファイル」から独立）
- ・地中熱利用システム（追加）

○「2段階の判断基準」の拡充（16品目）

文具類（クリアーフォルダー、クリアーファイル、バインダー）、家電製品（テレビジョン受信機）、制服・作業服等、インテリア・寝具（カーテン、布製ブラインド、タイルカーペット、毛布、ふとん）、その他の繊維製品（集会用テント、ブルーシート）、役務に基準値 1・基準値 2

の設定を拡充。

○「宮城県の電力調達に係る環境配慮方針」の策定

電力の一般競争入札において、環境評価項目に基づき入札参加者を点数化して審査し、一定点数以上となる事業者に入札参加資格を与えること。これにより、環境負荷の高い事業者や、電力供給や経営が不安定な事業者を事前に除外する目的で実施します。

【参考】

○「判断の基準」に関する参考資料

- ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和8年2月3日変更閣議決定）

特定調達物品等に係る「判断の基準」等が規定されています。

URL: <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- ・「グリーン購入の調達者の手引き」（令和8年2月）

国基本方針における「判断の基準」について解説した参考資料です。

URL: <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

3 選択方法

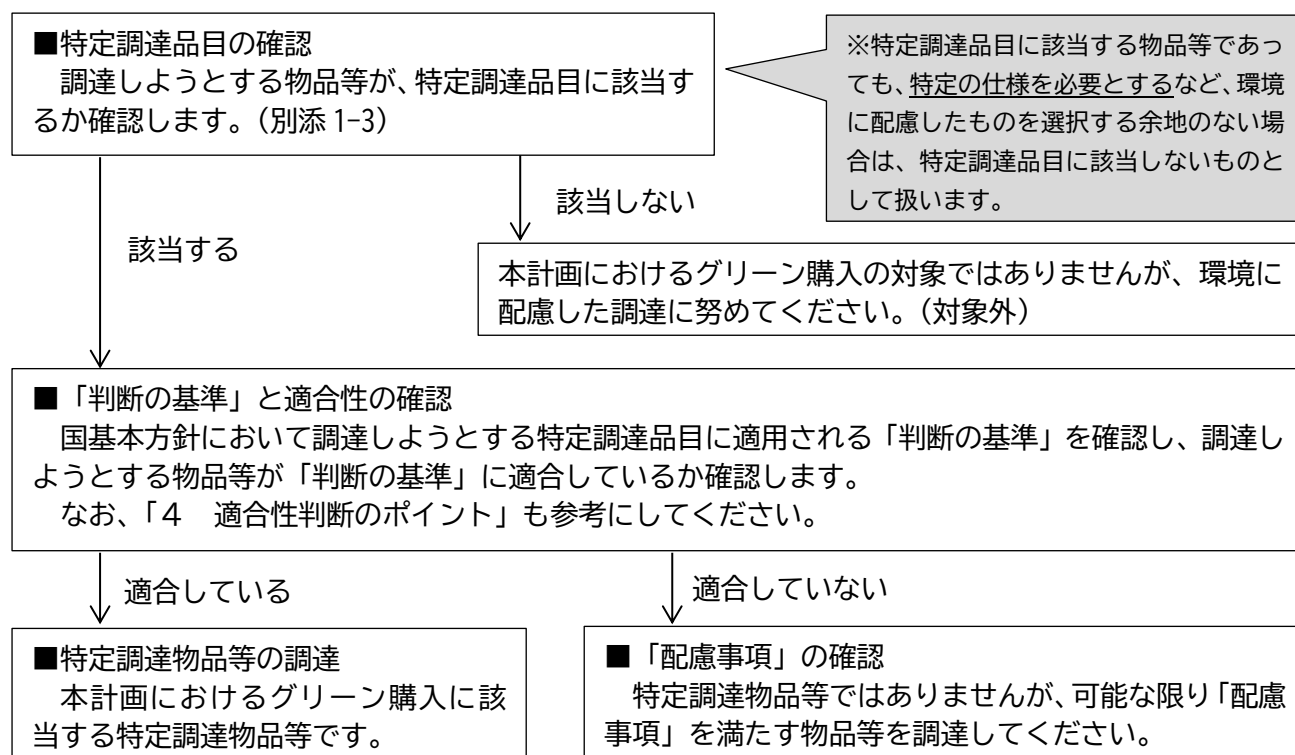
(1) 調達の必要性の再確認

環境物品等の調達に当たっては、調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう、調達総量をできるだけ抑制するように配慮することが重要です。

既存品の修理やリフォーム、レンタルなどで対応できないか、調達する場合でも必要な分だけ調達する、消耗品の補充や詰替えが可能なものは補充品や詰替品を調達するなど、調達の必要性について再度確認してください。

(2) 役務及び公共工事以外の物品等を調達する場合

以下の手順により特定調達物品等を選択します。



(3) 役務を調達する場合

実施しようとする事業の内容や特性、コスト等に留意しつつ、原則として「判断の基準」に適合する

役務を調達するよう努めます。ただし、県内事業者では本計画の判断基準を満たす役務を提供することができない等の理由により、入札執行者や所属長が適当でないと判断した場合はこの限りではありません。

(4) 公共工事の場合

別紙1の特定調達品目に掲載のある資材等を調達する場合は、工事目的物の要求品質、調達資材等の流通状況、工事現場の地理的条件及びコスト等を勘案した上で、原則として「判断の基準」に適合する資材等を調達するよう努めます。

また、調達しようとする品目に「宮城県グリーン製品」がある場合は、価格、品質及び流通量等を総合的に判断し、利用が可能な場合は優先して調達してください。

ただし、必要とされる機能や性能等を有する資材等で、本計画の判断基準を満たすものが市場にない場合や、県内事業者では対応することができない等の理由により特定調達物品等の調達が困難な場合はこの限りではありません。

4 適合性判断のポイント

以下の特定調達品目の調達に当たっては、既存の環境ラベル等により「判断の基準」への適合性を確認することができます。

(1) 全体 共通の判断 のポイント 品目分類	特定調達品目	判断のポイント	環境ラベル・表示例
全体共通		1 本県の「事務用品の単価契約一覧＜集中調達用＞」掲載物品 掲載されている物品等のうち、「特定調達品目」欄に○が付されている物品等は、「判断の基準」に適合しています。	
		2 環境ラベル等の表示がない製品 下記基本方針の「判断の基準」を満たす場合には、適合品に該当します。 (参考) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針 URL: https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html	
		3 特定の仕様を必要とする場合等 特定調達品目に該当する物品等であっても、特定の仕様を必要とするなど、環境に配慮したものを選択する余地のない場合は、特定調達品目に該当しないものとして扱います。 (本計画におけるグリーン購入の対象外となりますが、環境に配慮した調達に努めてください。)	
		4 グリーン購入法適合商品等 製品カタログ等において、グリーン購入法に適合している商品であると表示されている物品等は、「判断の基準」に適合しているものと取り扱って差し支えありません。	グリーン購入法適合商品 ※統一ラベル等はありません。
		5 宮城県グリーン製品 認定されている物品は、「判断の基準」を満たしているものとみなします。	 宮城県グリーン製品

(2) 品目ごとの判断のポイント

下表内「※条件あり」の詳細については「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。

URL: <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

品目分類	特定調達品目	判断のポイント		環境ラベル・表示例
1 紙類	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。		
	コピー用紙	総合評価値 80 以上のものは、「判断の基準」に適合しています。 総合評価値およびその内訳（指標項目ごとの評価値等）は外箱またはウェブサイト等に記載されています。		
	印刷用紙	総合評価値 80 以上のものは、「判断の基準」に適合しています。 総合評価値およびその内訳は各社のウェブサイト等に公表されています。		
2 文具類	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。		
3 オフィス家具等	共通	基準値 1 (推進する基準)	基準値 2 (最低限の基準)	
		下記 1 又は 2 を満たし、かつ宮城県内で発生した廃プラスチックの再生材が、プラスチック重量の 10% 以上使用されていること。（主要材料がプラスチックの製品に適用）		下記 1 又は 2 を満たすこと。
		1 エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。		
		2 JOIFA グリーンマーク製品は、「判断の基準」に適合しています。		
4 画像機器等	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。		
		国際エネルギープログラムの画像機器（Ver.3.0）の適合機種は、「判断の基準」を満たしています。 （コピー機は Ver.2.0 を適用）		

	トナーカートリッジ	エコマークの表示がない製品も、以下ア～キの基準を満たす場合には、適合品に該当します。 ア 使用済カートリッジの回収システムがあること。 イ 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が60%以上であること。 ウ 回収部品の再資源化率が95%以上であること。 エ 回収部品のうち、再利用できない部分は減量化等をした上で適正処理され、単純埋立てされないこと。 オ トナーの化学安全性が確認されていること。 カ 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まないこと。 キ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。	
5 電子計算機等	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
	電子計算機	国際エネルギースタープログラム (Ver.8.0 以上) の適合機種は、「判断の基準」を満たしています。	
	記録用メディア	エコマークの表示がない製品も、次のいずれかの基準を満たす場合には、適合品に該当します。(ケースに適用) 1. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上又は古紙パルプ配合率70%以上 2. 厚さ5mm程度以下のスリムタイプ又はスピンドルタイプ 3. バイオマスプラスチックの使用(マスバランス方式を含む)	
	磁気ディスク装置	省エネラベルが緑色の製品は、「判断の基準」に適合しています。	
6 オフィス機器等	シュレッダー、デジタル印刷機	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
	掛時計	次のいずれかに該当するものは、「判断の基準」に適合しています。 ① 太陽電池及び小形充電式電池(二次電池)を有し、一次電池を使用せず作動するもの。 ② 太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるもの。 ③ 一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるもの。	
	一次電池単1～単4形)	JISマーク製品(JIS C 8515)のアルカリ電池以上の性能を持つ製品(マンガン電池でないもの)は、「判断の基準」に適合しています。	
	小型充電式電池(単1～単4形)	ニッケル水素電池等の「小形充電式電池(二次電池)」は、「判断の基準」に適合しています。	

7 移動電話等	携帯電話、スマートフォン	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。 エコマークの表示がない製品も、1～10の要件を満たすものは、判断の基準を満たしています。 1. ア又はイのいずれかを満たしていること（携帯電話に適用） - ア 搭載機器・機能の簡素化（通話及びメール機能等に限定） - イ アプリケーションのバージョンアップが可能 2. OSの更新が可能であること（スマートフォンに適用） 3. 環境配慮設計の実施及びその内容のウェブサイト等への公表 4. 回収及びマテリアルリサイクルのシステムの構築 5. 部品の再使用又は再生利用できない部分は適正処理の実施 6. バッテリーの初期容量の残容量 80%を満たす充電サイクル数が、携帯電話 500 サイクル以上、スマートフォンは 800 サイクル以上 7. バッテリーの長寿命化機能の搭載 8. バッテリー等の消耗品の修理システム（部品を 6 年以上保有）の構築 ※ スマートフォンについては、当面の間、消耗部品等の保有期限を 3 年以上で可とする 9. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報を公表 10. 再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの配合率情報のウェブサイト等における開示 ※ バイオマスプラスチックについては、令和 8 年度より第三者認証に基づく「マスバランス方式」による割当率の適用が認められます。 (参考) NTT ドコモ グリーン購入法 対応状況 https://www.docomo.ne.jp/binary/pdf/corporate/csr/ecology/environment_management/green.pdf KDDI グリーン購入法 対応状況 https://www.kddi.com/extlib/files/corporate/csr/activity/kankyo/green/pdf/jokyo.pdf SoftBank グリーン購入法対応機種 https://www.softbank.jp/biz/info/green/	
8 家電製品	テレビジョン受信機	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
		省エネラベル緑色のマーク製品は「判断の基準」を満たしています（2026 年度を目標年度とする省エネ法トップランナー基準に基づく達成率基準値による）。	
		統一省エネラベルは、省エネ基準達成率で適合性を確認することができます。 ※下記条件を満たすこと	 ※条件あり

		エコマークの表示がない製品も、1～3の要件を満たすものは、判断の基準を満たしています。 1. エネルギー消費効率が、省エネ法トップランナー基準に基づく下記の達成率基準を満たすこと <table><tr><th rowspan="2">パネル種類及び画素数</th><th colspan="2">省エネ基準達成率／達成率基準値</th></tr><tr><th>基準値 1 (推進する基準)</th><th>基準値 2 (最低限の基準)</th></tr><tr><td>液晶 2K 未満</td><td>100%以上</td><td>75%程度以上 (100/133)</td></tr><tr><td>液晶 2K 以上 4K 未満</td><td>-</td><td>100%程度以上 (100/100)</td></tr><tr><td>液晶 4K 以上</td><td>100%以上</td><td>80%程度以上 (100/141)</td></tr><tr><td>有機 EL</td><td>100%以上</td><td>88%程度以上 (100/118)</td></tr></table> ※ 付加機能を有するものは、機能ごとの想定消費電力量が許容される。 ※ 8K テレビは対象外。 2. リモコン待機時の消費電力 0.5W 以下であること 3. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること	パネル種類及び画素数	省エネ基準達成率／達成率基準値		基準値 1 (推進する基準)	基準値 2 (最低限の基準)	液晶 2K 未満	100%以上	75%程度以上 (100/133)	液晶 2K 以上 4K 未満	-	100%程度以上 (100/100)	液晶 4K 以上	100%以上	80%程度以上 (100/141)	有機 EL	100%以上	88%程度以上 (100/118)
パネル種類及び画素数	省エネ基準達成率／達成率基準値																		
	基準値 1 (推進する基準)	基準値 2 (最低限の基準)																	
液晶 2K 未満	100%以上	75%程度以上 (100/133)																	
液晶 2K 以上 4K 未満	-	100%程度以上 (100/100)																	
液晶 4K 以上	100%以上	80%程度以上 (100/141)																	
有機 EL	100%以上	88%程度以上 (100/118)																	
9 エアコンディショナー等	ストーブ	省エネラベルが緑色の製品は、「判断の基準」に適合しています。																	
10 温水器等	ガス調理機器	省エネラベルが緑色の製品は、「判断の基準」に適合しています。																	
11 照明	電球形 LED ランプ	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。 エコマークの表示がない製品も、光源色に応じたランプ効率、演色性 (Ra70 以上)、定格寿命 (40,000 時間以上) 等の基準を満たす場合は、適合品に該当します																	

12 自動車等	下記の基準1又は2に該当する自動車は、「判断の基準」に適合しています。 ※普通・小型自動車は令和3年度より電動車等への切り替えが推奨され、最低でも次世代自動車であることが要件です。 ※軽油を燃料とする自動車（ディーゼル車）については、供給体制が整った地域から、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）及びリニューアブルディーゼル（RD）の積極的な利用に努めてください。 ※燃費達成車、低排出ガス車認定のステッカーは、2021年4月以降は自動車に貼り付けられていない場合があります。			<ステッカーの例>   
	区分	基準値1 (推進する基準)	基準値2 (最低限の基準)	
普通自動車、 小型自動車	電動車等 ※ハイブリッド自動車は2030年度燃費基準値80%達成レベル以上であること、かつ、令和2（2020）年度燃費基準値以上であること。 ※カーエアコン冷媒の地球温暖化係数は150以下であること。	なし		
軽自動車	電動車等	次世代自動車又は低排出ガスかつ低燃費（2020年度燃費基準達成）		
小型バス	電動車等	次世代自動車又は低排出ガスかつ低燃費（2015年度燃費基準達成）		
小型貨物車	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両（2022年度燃費基準90%達成）		
バス等、トラック等、トラクタ	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両（2025年度燃費基準95%達成）		

	乗用車用タイヤ	「低燃費タイヤ統一マーク」AAA、AA はグリーン購入法の基準値1を、Aは基準値2を満たしています。 「低車外音タイヤマーク」が表示されているタイヤは、車外騒音性能に係る判断の基準を満たしています。 【判断の基準】 1. 以下の転がり抵抗及びウェットグリップ性能を満たすこと。 基準値1（推進する基準）：転がり抵抗係数7.7 以下かつウェットグリップ性能が 110 以上であること。 基準値2（最低限の基準）：転がり抵抗係数9.0 以下かつウェットグリップ性能が 110 以上であること。 2. 車外騒音性能（通過騒音）が下表に示したタイヤのサイズごとの基準値以下であること。 <table><tr><th>断面幅の呼び</th><th>車外騒音性能の基準値</th></tr><tr><td>185 以下</td><td>70</td></tr><tr><td>185 超 245 以下</td><td>71</td></tr><tr><td>245 超 275 以下</td><td>72</td></tr><tr><td>275 超</td><td>74</td></tr></table> 3. スパイクタイヤでないこと。	断面幅の呼び	車外騒音性能の基準値	185 以下	70	185 超 245 以下	71	245 超 275 以下	72	275 超	74	 
断面幅の呼び	車外騒音性能の基準値												
185 以下	70												
185 超 245 以下	71												
245 超 275 以下	72												
275 超	74												
	2 サイクルエンジン油	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。											
13 消火器	消火器	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。 エコマークの表示がない製品も、以下の要件を満たす場合には、適合品に該当します。 ア 消火薬剤に、再生材料が重量比で 40%以上使用されていること。 イ 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、適正処理される仕組みがあること											
14 制服・作業服等	共通	エコ・ユニフォームマーク貼付品は、「判断の基準」に適合しています。											
		エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。 ※条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。	 ※条件あり										

	制服、作業服、帽子	以下の2段階の判断の基準に基づき適合性を確認します。 ● 基準値1（推進する基準）： 下記の「基準値2」のいずれかを満たし、かつ次のア及びイの両方を満たすこと。 ア. 定量的環境情報（CFP）の算定・開示がなされていること。 イ. 製品使用後の回収及び再使用・再生利用システムが構築されていること。 ● 基準値2（最低限の基準）： 環境ラベル等がない製品でも、下記1～6のいずれかを満たす場合は適合します。 1. 再生PET由来のポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 2. 故繊維（古着・古布等）から得られるポリエステル繊維が10%以上使用されていること。 3. 故繊維等から得られる再生繊維（ポリエステル以外）が5%以上使用されていること。 4. 混紡製品において、再生PET由来ポリエステルをポリエステル重量比で50%以上、かつ他繊維の再生繊維を繊維部分重量比で5%以上使用していること。 5. 植物を原料とする合成繊維が30%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が12%以上であること。 6. エコマーク認定基準を満たすこと。	
15 インテリア・寝装寝具	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
		PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、「判断の基準」に適合しています。 ※条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。	 ※条件あり

	毛布、カーテン、布製ブラインド、ふとん	以下の2段階の判断の基準に基づき適合性を確認します。 ● 基準値1（推進する基準）： 下記の基準値2の要件を満たし、かつ製品使用後に自社又は共同による「回収及び再使用・再生利用システム」が構築されていること。 ● 基準値2（最低限の基準）： 下記のいずれかの要件を満たすこと。 1. 再生 PET 由来のポリエステル繊維が 25%以上使用されていること（条件付 10%以上）。 2. 故繊維（古着等）から得られるポリエステル繊維が 10%以上使用されていること（ふとんは 25%以上）。 3. エコマーク認定基準を満たすこと。 4. （ふとんの場合）再使用した詰物が 80%以上であること。	
	ベッドフレーム	フレームマーク製品は、「判断の基準」に適合しています。	
	マットレス	衛生マットレスマーク製品は、「判断の基準」に適合しています。	
16 作業手袋	作業手袋	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。 環境ラベル等がない製品でも、下記1～4のいずれかを満たす場合は適合します。 1. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め除く）で50%以上使用されていること。 2. 故繊維から得られる繊維が、製品全体重量比で50%以上使用されていること。 3. 未利用繊維が、製品全体重量比で50%以上使用されていること。 4. 植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。	
17 その他繊維製品	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。 ※条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。	 ※条件あり
		PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、「判断の基準」に適合しています。 ※モップについては条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。	 ※条件あり

	ブルーシート	以下の 2 段階の判断の基準に基づき適合性を確認します。 ● 基準値 1（推進する基準）： 下記の基準値 2 を満たし、かつ次のいずれかを満たすこと。 ア. 定量的環境情報（CFP）の算定・開示がなされていること。 イ. 製品使用後の回収及び再使用・再生利用システムが構築されていること。 ● 基準値 2（最低限の基準）： 再生ポリエチレン繊維が、製品全体重量比で 50%以上使用されていること、又はエコマーク認定基準を満たすこと。		
18 設備	太陽熱利用システム、生ゴミ処理機、節水器具、給水栓	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。 ※太陽熱利用システムについて条件あり。「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。		 ※条件あり
	日射調整フィルム	日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品は、「判断の基準」に適合しています。 環境ラベル等の表示がない製品でも、下記 1～6 を満たす場合には、「判断の基準」に適合しています。 1. 遮蔽係数 0.7 未満かつ可視光線透過率 10% 以上 2. 熱貫流率 5.9W/(㎡・K) 未満 3. 日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている 4. 貼付前後の環境負荷低減が確認されている ※年間を通じた環境負荷に関する情報開示が必要 5. 上記について、ウェブサイト等により容易に確認できる、又は第三者により客観的な立場から審査されている 6. 適切な施工に関する情報の開示		
	テレワーク用ライセンス	インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントは、「判断の基準」に適合しています。		
	Web 会議システム	インターネットを介し、遠隔地間等においてが会議が行えるシステムは、「判断の基準」に適合しています。		
19 災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	基準値 1 （推進する基準）	基準値 2 （最低限の基準）	
		賞味期限が 10 年以上	賞味期限が 5 年以上	
		※ 基準値 1 又は 2 を満たし、かつ製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名等の記載があるものは、判断の機軸に適合します。		

	備蓄用作業服	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。 環境ラベルの表示がない製品でも、再生プラスチックから得られる合成繊維が繊維部分全体重量比で 50%以上使用されている場合は適合します。	
20 ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
		バイオマスプラマーク 25%以上配合品で、かつ下記の要件を満たしている製品は、「判断の基準」に適合しています。 ・バイオマスプラスチックに関する情報の開示 ・プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用	 ※条件あり
		バイオマスマーク 25%以上配合品で、かつ下記の要件を満たしている製品は、「判断の基準」に適合しています。 ・バイオマスプラスチックに関する情報の開示 ・プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用	 ※条件あり
		環境ラベル（バイオマスプラマーク、バイオマスマーク等）がある製品、又はラベル表示がない製品でも、下記ア～エの要件を満たす場合は適合します。 ア．バイオマスプラスチックを 25%以上使用（バイオベース合成ポリマー含有率 25%以上）、又は再生プラスチックを 40%以上使用していること。 ※ バイオマスプラスチックについては、令和 8 年度より第三者認証に基づく「マスバランス方式」による割当率の適用が認められます。 イ．プラスチックの添加剤としての充填剤を使用していないこと（増量を目的としたものに限る）。 ウ．上記アに関する情報が、製品本体、包装、カタログ又はウェブサイト等で開示されていること。 エ．（R8 追加配慮事項）製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量（カーボンフットプリント：CFP）の算定・開示に努めていること。	

21 役務	印刷	基準値 1 (推進する基準)	基準値 2 (最低限の基準)												
		下記の①～④に加え、次のア～オのいずれかを満たす事業者又は印刷物であること。 ア. 環境マネジメントシステム (ISO14001 等) の認証取得 イ. 環境報告書等の作成・公表 ウ. 印刷物のカーボンフットプリント (CFP) の算定・開示 エ. ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物 オ. グリーンプリンティング (GP) 認定又は環境推進工場認定の取得	下記①～④のすべてを満たすこと												
		① 用紙：総合評価値 80 以上かつリサイクル適性 A ランクであること 総合評価値 80 ※印刷用紙の箱等への表示イメージ													
		② インキ類： ＜オフセット印刷＞ バイオマス含有したインキ(バイオマスマーク、植物油インキ等) ＜デジタル印刷＞ 化学安全性が確認されたトナー又はインキ													
		③ 工程：製版のデジタル化、印刷版のリサイクル、VOC 発生抑制等の実施 <table><tr><td rowspan="5">オフセット及びデジタル印刷工程における環境配慮</td><td>デジタル化(DTP 化)又は銀の回収のいずれか</td><td>・製版工程の DTP 化率 50%以上 ・製版フィルムを使用する場合、廃液及び銀の回収を実施</td></tr><tr><td>印刷版(アルミ)のリサイクル</td><td>刷版工程:リユース又はリサイクル</td></tr><tr><td>VOC 発生抑制</td><td>印刷工程: ・水なし印刷の導入 ・湿し水循環システムの導入 ・VOC 対策型湿し水の導入 ・自動布洗浄導入、循環システムの導入 (自動液洗浄の場合) ・VOC 対策型洗浄材の導入 ・容器等の密閉、VOC 処理装置の設置 表面加工:アルコール類を濃度 30%未満で使用</td></tr><tr><td>製紙原料(等)へのリサイクル※2</td><td>・印刷工程(オフセット・デジタル):80%以上 ・表面加工:80%以上 ・製本加工:70%以上</td></tr><tr><td>省エネ活動の実施</td><td>印刷機の省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど(デジタル印刷に適用)</td></tr><tr><td></td><td>騒音・振動抑制</td><td>製本工程:窓、ドアの開放禁止</td></tr></table>		オフセット及びデジタル印刷工程における環境配慮	デジタル化(DTP 化)又は銀の回収のいずれか	・製版工程の DTP 化率 50%以上 ・製版フィルムを使用する場合、廃液及び銀の回収を実施	印刷版(アルミ)のリサイクル	刷版工程:リユース又はリサイクル	VOC 発生抑制	印刷工程: ・水なし印刷の導入 ・湿し水循環システムの導入 ・VOC 対策型湿し水の導入 ・自動布洗浄導入、循環システムの導入 (自動液洗浄の場合) ・VOC 対策型洗浄材の導入 ・容器等の密閉、VOC 処理装置の設置 表面加工:アルコール類を濃度 30%未満で使用	製紙原料(等)へのリサイクル※2	・印刷工程(オフセット・デジタル):80%以上 ・表面加工:80%以上 ・製本加工:70%以上	省エネ活動の実施	印刷機の省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど(デジタル印刷に適用)	
オフセット及びデジタル印刷工程における環境配慮	デジタル化(DTP 化)又は銀の回収のいずれか	・製版工程の DTP 化率 50%以上 ・製版フィルムを使用する場合、廃液及び銀の回収を実施													
	印刷版(アルミ)のリサイクル	刷版工程:リユース又はリサイクル													
	VOC 発生抑制	印刷工程: ・水なし印刷の導入 ・湿し水循環システムの導入 ・VOC 対策型湿し水の導入 ・自動布洗浄導入、循環システムの導入 (自動液洗浄の場合) ・VOC 対策型洗浄材の導入 ・容器等の密閉、VOC 処理装置の設置 表面加工:アルコール類を濃度 30%未満で使用													
	製紙原料(等)へのリサイクル※2	・印刷工程(オフセット・デジタル):80%以上 ・表面加工:80%以上 ・製本加工:70%以上													
	省エネ活動の実施	印刷機の省電力機能の活用、未使用時の電源オフなど(デジタル印刷に適用)													
	騒音・振動抑制	製本工程:窓、ドアの開放禁止													
④ リサイクル適性の表示：ランクに応じた適切な文言の表示（保存用印刷物等を除く） ●A ランクの資材のみを使用 識別記号及び文言 リサイクル適性 A この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。 ●A 又は B ランクの資材のみを使用 識別記号及び文言 リサイクル適性 B この印刷物は、板紙へリサイクルできます。															

		グリーンプリンティング認定工場は、印刷工程に係る基準を満たしています。	
		エコマーク認定品（紙製の印刷物）は、グリーン購入法の印刷の用紙及び印刷工程の基準を満たしています。	
		NL マークは、インキの化学安全性の基準を満たしています。	
		水なしオフセット印刷で印刷した印刷物に記載できるマークです。	
	輸配送、旅客輸送、引越輸送	グリーン経営認証取得事業者は、判断の基準を満たしています。	
	清掃、機密文書処理	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	

【参考】グリーン購入ネットワーク「エコ商品ねっと」について

グリーン購入ネットワーク（GPN）は、グリーン購入の取組を促進するために、平成8年2月に設立された企業・行政・民間団体などによる緩やかなネットワーク組織であり、グリーン購入の普及啓発活動等を行っている団体です。

この GPN が運営する「エコ商品ねっと」は、環境に配慮した製品やサービスを「グリーン購入法適合」、「エコマーク認定」など、さまざまな視点から多角的に比較することができる検索サイトです。紙や文具、OA 機器等、グリーン購入の主要分野に関する製品やサービスに関する環境情報が掲載されていますので、グリーン購入推進の参考として活用願います。

○グリーン購入法適合品検索サイト「エコ商品ねっと」

URL : <https://www.gpn.jp/econet/>

【参考】適合品の商品情報の収集方法

■ 印刷用紙に係る情報提供について（環境省）

URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/paper.html>

■ 分野別

〔文具類〕

一般社団法人全日本文具協会のウェブサイト：グリーン購入法＜文具類＞の手引き

https://zenbunkyo.jp/docs/green_2025.pdf

〔オフィス家具等〕

一般社団法人日本オフィス家具協会のウェブサイト：

グリーン購入法の手引き〔オフィス家具等〕

https://www.joifa.or.jp/pdf/green_2023.pdf

J O I F A グリーンマーク表示企業一覧

https://www.joifa.or.jp/pdf/greenmark_list.pdf

〔家電製品、エアコン等〕

統一省エネラベル等の印刷・製品の省エネ性能情報「省エネ型製品情報サイト」

<https://seihinjyoho.go.jp/>

別添２ 特定調達品目一覧（22 分類 291 品目）

本計画における特定調達品目は、以下のとおりです。

※「単位」は、調達実績を集計する際の単位を示しています。

1 紙類

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
1	コピー用紙	枚
2	フォーム用紙	枚
3	インクジェットカラープリンター用塗工紙	枚
4	塗工されていない印刷用紙	枚
5	塗工されている印刷用紙	枚
6	トイレットペーパー	巻
7	ティッシュペーパー	枚
【対象範囲・定義】 印刷用紙の対象について、「塗工されていない印刷用紙」には、非塗工印刷用紙が該当し、「塗工されている印刷用紙」には、塗工印刷用紙（アート紙、コート紙、軽量コート紙等）、微塗工印刷用紙等が該当する。		

2 文具類

物品 番号	特 定 調 達 品 目	【対象範囲・定義】	単 位
8	シャープペンシル		本
9	シャープペンシル替芯		ケース
10	ボールペン		本
11	マーキングペン		本
12	鉛筆		本
13	スタンプ台		個
14	朱肉		個
15	印章セット		個
16	印箱		個
17	公印		個
18	ゴム印		個
19	回転ゴム印		個
20	定規		個
21	トレイ		個

22	消しゴム		個
23	ステープラー（汎用型）	N0.10の針を使用するハンディタイプのもの。	個
24	ステープラー（汎用型以外）	汎用型以外のもの（大型ステープラー、付加機能（フラットタイプ、軽とじタイプ、針収納タイプ、中とじタイプ等）を付した No.10 の針を使用するもの、針を使用しないもの）。	個
25	ステープラー針リムーバー		個
26	連射式クリップ（本体）		本
27	事務用修正具（テープ）		個
28	事務用修正具（液状）		個
29	クラフトテープ		巻
30	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）		巻
31	両面粘着紙テープ		巻
32	製本テープ		巻
33	ブックスタンド		個
34	ペンスタンド		個
35	クリップケース		個
36	はさみ		個
37	マグネット（玉）		個
38	マグネット（バー）		個
39	テープカッター		個
40	パンチ（手動）		台
41	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）		個
42	紙めくりクリーム		個
43	鉛筆削（手動）		個
44	OAクリーナー（ウェットタイプ）		個
45	OAクリーナー（液タイプ）		個
46	ダストブロワー		個
47	レターケース		個
48	メディアケース	CD、DVD 及び BD 用の各種メディアを収納するためのケース。箱状のもの。ブックタイプのもの。	個
49	マウスパッド		枚

50	OAフィルター（枠あり）		枚
51	丸刃式紙裁断機		台
52	カッターナイフ		個
53	カッティングマット		枚
54	デスクマット		枚
55	OHPフィルム		枚
56	絵筆		本
57	絵の具		セット
58	墨汁		個
59	のり（液状）（補充用を含む。）		本
60	のり（澱粉のり）（補充用を含む。）		個
61	のり（固形）（補充用を含む。）		本
62	のり（テープ）		本
63	ファイル	（クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く。） ●穴をあけてとじるファイル フラットファイル、レターファイル、ファスナー、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル（片開き、両開き）、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、パッチファイル、ホック式ファイル、ビス式ファイル、スモールファイル、A-Z ファイル ●穴をあけずにとじるファイル フォルダー、ハンキングフォルダー、持出しフォルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、スクラップブック、Z 式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、用箋挟（クリップボード）、ピン式ファイル、パンフレットファイル、図面ファイル（布製図面袋含む）、ケースファイル、スライドレール式ファイル、スライドクリップ式ファイル（※スライド付きのものは「クリアーフォルダー」に含まれません。） ●コンピュータ用データファイル（キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式） ●その他書類等をまとめて保管するための表紙、ケース、ホルダー類全般（替表紙、折目表紙、書類（文書）用保存箱、サンプルボックス、チャック付ケース等）	冊
64	クリアーフォルダー	主に透明のシートからなる書類を挟み込んで保管するためのファイル。（ただし、スライド付きのものは「ファイル」に分類されるため除外する）	枚

65	クリアーファイル	何枚かの透明ポケットを一冊にまとめ、それに表紙がついたファイル。名刺ファイル、はがきファイル等、用途が限定されたものも含む。(ただし、ポケットの差し替えが可能なバインダー型は除外する)	冊
66	バインダー	●MP バインダー、リングバインダー (X 式、平てこ式、立ててこ式等) ●コンピュータ用データバインダー	冊
67	ファイリング用品	背見出し、ポケット、仕切り紙、その他ファイル、バインダーのと同じ穴規格に対応した補充用品。	個
68	アルバム (台紙を含む。)		セット
69	つづりひも		束
70	カードケース		枚
71	事務用封筒 (紙製)	保存袋、クッション材入りのものを含む。	枚
72	窓付き封筒 (紙製)		枚
73	けい紙		枚
74	起案用紙		枚
75	ノート		冊
76	パンチラベル		袋
77	タックラベル		冊
78	インデックス		袋
79	付箋紙	ロールタイプも含む。	個
80	付箋フィルム	ロールタイプも含む。	個
81	黒板拭き		個
82	ホワイトボード用イレーザー		個
83	額縁		個
84	テープ印字機等用カセット		個
85	テープ印字機等用テープ		巻
86	ごみ箱		個
87	リサイクルボックス		個
88	缶・ボトルつぶし機 (手動)		個
89	名札 (机上用)		個
90	名札 (衣服取付型・首下げ型)		個
91	鍵かけ (フックを含む)		個
92	チョーク		本
93	グラウンド用白線		袋

04	梱包用バンド		巻
----	--------	--	---

3 オフィス家具等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
05	いす	脚
06	机	台
07	棚	台
08	収納用什器（棚以外）	台
09	ローパーティション	台
00	コートハンガー	台
01	傘立て	台
02	掲示板	台
03	黒板	台
04	ホワイトボード	台
05	個室ブース	台
06	ディスプレイスタンド	台
【対象範囲・定義】 1 「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。 2 「個室ブース」は、Web会議等を行うスペースとして利用するための、ドア及び天井で囲われた移動や移設が可能なブースをいう。 3 「ディスプレイスタンド」は、ディスプレイを固定する機能を有する、自立する家具をいう。		

4 画像機器等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
107	コピー機	台
108	複合機	台
109	拡張性のあるデジタルコピー機	台
110	プリンタ	台
111	プリンタ複合機	台
112	ファクシミリ	台
113	スキャナ	台
114	プロジェクタ	台
115	トナーカートリッジ	台
116	インクカートリッジ	台
【対象範囲・定義】 1 「コピー機」とは、紙などの画像原本からハードコピーの印刷物の生成を唯		

- 一の機能とする画像機器をいう。
- 2 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
- 3 「拡張性のあるデジタルコピー機」とは、コピー機にオプションを装着することにより複合機となる機器をいう。
- 4 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する（合わせて2以上）機器をいう。
- 5 「プロジェクタ」とは、一般の会議室、教室、講堂等で使用する機器が対象。
- 6 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体又は現像ユニット単体で構成される製品は、トナーカートリッジには含まれないものとする。
- ア 「新品トナー/インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。
- イ 「再生トナー/インクカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、再生カートリッジであることの表記をされたものをいう。
- 7 「インクカートリッジ」とは、インクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品（ユーザーが容器にインクを補充するタイプのもの等）は、は、インクカートリッジには含まれないものとする。
- 8 トナーカートリッジ及びインクカートリッジは、補充用の消耗品として調達するものであって、コピー機やプリンタ等の機器の購入時に装着又は附属しているものは含まない。

5 電子計算機等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
117	電子計算機	台
118	磁気ディスク装置	台
119	ディスプレイ	個
120	記録用メディア	個

【対象範囲・定義】1 「電子計算機」の対象機器は、省エネ法または国際エネルギースタートプログラムの対象範囲と同一とする。ノートPCにはスレートPC、2in1PCを含む。タブレットPC等は対象に含まれない。

(参考)

省エネ法「電気計算機」の対象範囲：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/06_keisanki.html

国際エネルギースタートプログラム制度要項：

https://www.energystar.go.jp/outline/pdf/summary_2021_1.pdf

2 「磁気ディスク装置」は、次のいずれかに該当するものは対象に含まれないものとする。

① 記憶容量が1ギガバイト以下のもの

② 電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するもの

3 「ディスプレイ」の対象機器は、国際エネルギースタートプログラムと同様であり、コンピュー

タモニタ及びサイネージディスプレイ（タイルドディスプレイを含む）とする。

コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。サイネージディスプレイは、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、3つ以上を満たすものとする。

- ① 対角線画面サイズが30インチを超えるもの
- ② 最大公表輝度が1平方メートル当たり400カンデラ（400cd/m²）を超えるもの
- ③ 画素密度が1平方インチ当たり7,000ピクセル（7,000ピクセル/in²）以下であるもの
- ④ 搭載スタンドなしで出荷されるものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの
- ⑤ RJ45 又は RS232 ポートを有するもの

4 「記録用メディア」とは、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-REとする。

6 オフィス機器等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
121	シュレッダー	台
122	デジタル印刷機	個
123	掛時計	個
124	電子式卓上計算機	個
125	一次電池又は小形充電式電池	台
【対象範囲・定義】 1 「シュレッダー」について、次のいずれかに該当するものは、対象に含まれないものとする。 ① 裁断モーターの出力が500W以上のもの ② 裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの 2 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機（リソグラフ等）をいう。 3 「掛時計」は、通常の執務室、会議室等において使用する壁掛型の時計を対象とする。大型のものは除く。 4 「電子式卓上計算機（電卓）」は、通常の行政事務の用に供するものとする。 5 「一次電池又は小型充電式電池」の対象は、単1型～単4型とする。		

7 移動電話等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
126	携帯電話	台
127	PHS	台
128	スマートフォン	台
【対象範囲・定義】 1 「携帯電話」は、通常の行政事務に使用するものをいう。 2 「PHS」は、内線等として使用されるものを含む。		

8 家電製品

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
129	電気冷蔵庫	台
130	電気冷凍庫	台
131	電気冷凍冷蔵庫	台
132	テレビジョン受信機	台
133	電気便座	台
134	電子レンジ	台
【対象範囲・定義】 1 「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」「電気冷凍冷蔵庫」について、次のいずれかに該当するものは、対象に含まれないものとする。 ① 業務の用に供するために製造されたもの ② 熱電素子を使用するもの ③ 吸収式のもの ④ ワイン貯蔵が主な用途であるもの 2 「テレビジョン受信機」の対象は、省エネ法の対象機種とする。チューナレステレビは対象外とする。 (参考) 省エネ法「テレビジョン受信機」の対象範囲： https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/04_tv.html 3 「電気便座」(温水洗浄便座)の対象は、省エネ法の対象機種とする。(参考) 省エネ法「電気便座」の対象範囲： https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/16_benza.html 4 「電子レンジ」の対象は、省エネ法の対象機種とする。 (参考) 省エネ法「電子レンジ」の対象範囲： https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/20_microwave.html		

9 エアコンディショナー等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
35	家庭用エアコンディショナー	台
36	業務用エアコンディショナー	台
37	ガスヒートポンプ式冷暖房機	台

38	ストーブ	台
【対象範囲・定義】 1 「家庭用エアコンディショナー」「業務用エアコンディショナー」の対象範囲 ①省エネ法の対象機種とする。冷房能力が28kW（マルチタイプの場合は 50.4kW）を超えるものは対象外。 ②冷房専用のもの、窓に設置するもの、壁を貫通して設置される構造のものは対象外。その他対象外となるものは省エネ法を参照。 ③マルチタイプのものとは室外機 1 台に対し室内機を 2 台接続するもの。ビル用マルチエアコンディショナーとは、分離型であってマルチタイプのもののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるもの。 （参考）省エネ法「エアコンディショナー」の対象範囲： https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/02_aircon.html 2 「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS規格適合機種のうち、定格冷房能力が、7.1kWを超え28kW未満のものとする。 3 「ストーブ」の対象は、ガス又は灯油を燃料とするものに限る。次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。 ① 開放式のもの ② 都市ガス13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを燃料とするもの ③ 半密閉式ガスストーブ ④ 最大の燃料消費量が4.0L/hを超える構造の半密閉式石油ストーブ ⑤ 最大の燃料消費量が2.75L/hを超える構造の密閉式石油ストーブ		

10 温水器等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
139	ヒートポンプ式電気給湯器	台
140	ガス温水機器	台
141	石油温水機器	台
142	ガス調理機器	台
【対象範囲・定義】 1 「ヒートポンプ式電気給湯器（家庭用）」、「ガス温水機器」、「石油温水機器」は、省エネ法の対象機種が対象となる。なお、ヒートポンプ電気給湯器について、省エネ法の対象機種はCO₂を冷媒とする（エコキュート）JIS C 9220「家庭用ヒートポンプ給湯器」に規定するタンク容量のものとなっている。ただし、ヒートポンプで発生させた熱を給湯・ふろ保温以外に床暖房等への暖房へ利用する機能を有するものについては対象範囲から除外する。 2 「ヒートポンプ式電気給湯器（業務用）」は、温水最高出口温度が 65℃以上の一過式の給湯器をいう。 （参考）省エネ法上の各品目の対象範囲 電気温水機器（ヒートポンプ式給湯器）：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/26_heatpump.html ガス温水機器：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/14_gasonisui.html 石油温水機器：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/		

equipment/toprunner/15_sekiyuonsui.html ガス調理機器： https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/13_gaschori.html
3 「ガス温水機器」については、既存建築物・施設等における従来型（JIS S 2091:2013の4.4のa）の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器）の機器の取替であって、設置上の制約があるものは、対象範囲から除外する。
4 「ガス調理機器」は、次のいずれかに該当するものは対象に含まれないものとする。 ① ガス炊飯器 ② 業務用のもの ③ 都市ガス13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの ④ ガスグリル ⑤ ガスクッキングテーブル ⑥ カセットこんろ

1 1 照明

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
143	L E D照明器具	台
144	L E Dを光源とした内照式表示灯	台
145	電球形LEDランプ	個
【対象範囲・定義】 1 「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）」に定める誘導灯又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126の5に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED照明器具には含まれないものとする。 2 「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）」に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。 3 「電球形LEDランプ」は、一般照明用の電球型LEDランプのみを対象とする。昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは対象外とする。		

1 2 自動車等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
146	普通自動車、小型自動車	台
147	軽自動車	台
148	小型バス	台
149	小型貨物車	台

150	バス等	台
151	トラック等	台
152	トラクタ	台
153	乗用車用タイヤ	本
154	2サイクルエンジン油	ℓ
【対象範囲・定義】 1 本項の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。 2 「普通自動車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車のうち、小型自動車の基準のうちいずれかが超えている乗用車をいう。 3 「小型自動車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車のうち、総排気量2ℓ以下、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2m以下の乗用車をいう。 4 「軽自動車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車のうち、総排気量0.66ℓ以下、長さ3.4m以下、幅1.48m以下、高さ2m以下の自動車をいう。 5 「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう。 6 「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう。 7 「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう。 8 「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。 9 「トラクタ」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。 10 「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤを対象とし、新車等の購入時に装着されているタイヤを除く。		

1 3 消火器

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
155	消火器	本
【対象範囲・定義】 1 「消火器」は、粉末ABC消火器とする。（A:普通火災、B:油火災、C:電気火災）。		

1 4 制服・作業服等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
156	制服	着
157	作業服	着
158	帽子	個
159	靴	足
【対象範囲・定義】 1 「制服」「作業服」「帽子」及び「靴」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。		

1 5 インテリア・寝装寝具

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
160	カーテン	枚
161	布製ブラインド	枚
162	金属製ブラインド	枚
163	タフテッドカーペット	枚
164	タイルカーペット	枚
165	織じゅうたん	枚
166	ニードルパンチカーペット	枚
167	毛布	枚
168	ふとん	枚
169	ベッドフレーム	台
170	マットレス	枚
【対象範囲・定義】 1 「カーテン」「布製ブラインド」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。 2 「毛布」は、ポリエステル繊維を使用した製品が対象となる。 3 「ふとん」は、ポリエステル繊維を使用した製品又は再使用した詰物を使用した製品が対象となる。 4 「ベッドフレーム」は、金属製のもの及び医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等は対象外となる。 5 「マットレス」は、高度医療に用いるもの等は対象外とする。		

16 作業手袋

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
171	作業手袋	双
【対象範囲・定義】 「作業手袋」については、主要材料が繊維の製品が対象となる。革製、ゴム製の手袋は本項目の対象外とする。		

17 その他繊維製品

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
172	集会用テント	台
173	ブルーシート	枚
174	防球ネット	枚
175	旗	枚

176	のぼり	枚
177	幕	枚
178	モップ	本
【対象範囲・定義】 1 「集会用テント」は、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。 2 「ブルーシート」は、ポリエチレンを使用した製品が対象となる。 3 「防球ネット」は、ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品及びポリエチレンを使用した製品が対象となる。 4 「旗」「のぼり」「幕」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。		

18 設備

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
179	太陽光発電システム（公共・産業用）	工事件数
180	太陽熱利用システム（公共・産業用）	工事件数
181	地中熱利用システム	工事件数
182	燃料電池	工事件数
183	エネルギー管理システム	工事件数
184	生ごみ処理機	工事件数
185	節水器具	工事件数
186	給水栓	本
187	日射調整フィルム	m ²
188	低放射フィルム	m ²
189	テレワーク用ライセンス	ライセンス 数
190	Web会議システム	システム数
【対象範囲・定義】 1 「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムを対象とする。 2 「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムを対象とする。 3 「地中熱利用システム」は、地中熱（地下水熱を含む。）を利用する設備であり、暖気・冷気、温水・冷水、冷媒、不凍液等によって空気調和・給湯及び融雪を行うものを対象とする。 4 「節水器具」については、節水、節湯を目的として制作した器具を対象とする。電気を使用しない、節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁が対象となる。 5 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。 6 「低放射フィルム」とは、建築物の窓ガラスに添付するフィルムであって、断熱機能を持ったフ		

イルムをいう。

7 「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方をいい、勤務場所により、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイル型テレワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス等での勤務）に大別される。

8 「Web会議システム」とは、インターネットを介して音声や映像、メッセージなどのコミュニケーション機能及び資料やデスクトップを共有するための機能を統合した、ブラウザで利用できる会議等を行うためのシステムをいう。

19 災害備蓄用品

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
191	災害備蓄用飲料水	本
192	アルファ化米	個
193	保存パン	個
194	乾パン	個
195	レトルト食品等	個
196	栄養調整食品	個
197	フリーズドライ食品	個
198	備蓄用作業服	着
199	非常用携帯燃料	個
200	携帯発電機	個
201	非常用携帯電源	個
【対象範囲・定義】 1 飲料水・食料は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。 2 「レトルト食品等」とは、機密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。 4 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。 5 備蓄用作業服は、再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品を対象とし、災害時において作業時に着用することにより安全を確保することを目的として備蓄するものであって、防護服を含む。 6 「携帯発電機」は、発電機の定格出力が3 kVA以下の発動発電機とする。 7 「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。		

20 ごみ袋等

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
202	プラスチック製ごみ袋	枚
【対象範囲・定義】 「プラスチック製ごみ袋」とは、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処分に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等を除く。		

2.1 役務

物品 番号	特 定 調 達 品 目	単 位
203	省エネルギー診断	件数
204	印刷	件数
205	食堂	食堂設置数
206	自動車専用タイヤ更正	件数
207	自動車整備	整備件数
208	植栽管理	件数
209	加煙試験	件数
210	清掃	件数
211	タイルカーペット洗淨	件数
212	機密文書処理	件数
213	害虫防除	件数
214	輸配送	件数
215	旅客輸送	件数
216	庁舎等において営業を行う小売業務	件数
217	クリーニング	件数
218	飲料自動販売機設置	設置件数
219	引越輸送	件数
220	会議運営	件数
221	印刷機能等提供業務	件数

【対象範囲・定義】

- 「省エネルギー診断」とは、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量その他必要な項目の調査・分析の委託をいう。
- 本項の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。
- 「食堂」については、庁舎又は敷地内において委託契約等により営業する食堂が対象となる。
- 「自動車専用タイヤの更生」において対象とするタイヤは、「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。
- 「自動車整備」における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。
- 本項の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
- 「加煙試験」とは、消防設備点検業務等において実施されるもので、建物などの天井、廊下、階段等に設置された煙検知器の作動試験を行うことをいう。
- 本項の対象とする「タイルカーペット洗淨」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。

- 9 本項の対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。
- 10 本項の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。
- ア 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。
- イ 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量30kg以下の一口一個の貨物をいう。
- ウ 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量1kg以下の一口一冊の貨物をいう。
- 11 本項の対象とする「旅客輸送」とは、一般貸切旅客自動車（バス）、一般乗用旅客自動車（タクシー）の利用の契約をいう。
- 12 「小売業務」は、庁舎又は敷地内において委託契約等により営業を行う小売業務が対象となる。
- 13 本項の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に定めるクリーニング業をいう。
- 14 「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料、紙容器飲料及びカップ式飲料自動販売機の設置を対象とする。ただし、以下のものを除く。
- ① 商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ② 台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③ 車両等特定の場所で使用することを目的とするもの、
 - ④ 電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
- 15 本項の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。
- 16 本項の対象とする「会議運営」とは、委託契約等により会議の運営を含む業務をいう。会議の運営単体だけでなく、他の役務において会議体の設置、運営を含む場合にも適用する。
- 17 本項の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器（本計画「4 画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナ並びに「6 オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。）による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。
- ア 印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務
 - イ 印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務
 - ウ 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務

22 公共工事

大分類	特定調達品目分類	物品 番号	特定調達品目名	単位	宮城県グ リーン製 品の有無
資材	盛土材等	222	建設汚泥から発生した処理土	m ³	○
		223	土工用水砕スラグ	m ³	—
		224	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	m ³	—
		225	フェロニッケルスラグを用いたケーソン 中詰め材	m ³	—
	地盤改良材	226	地盤改良用製鋼スラグ	m ³	—
	コンクリート用ス ラグ骨材	227	高炉スラグ骨材	m ³	—
		228	フェロニッケルスラグ骨材	m ³	—
		229	銅スラグ骨材	m ³	—
		230	電気炉酸化スラグ骨材	m ³	—
	アスファルト混合 物	231	再生加熱アスファルト混合物	m ³	○
		232	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	m ³	—
		233	中温化アスファルト混合物	m ³	○
	路盤材	234	鉄鋼スラグ混入路盤材	m ³	○
		235	再生骨材等	m ³	○
	小径丸太材	236	間伐材	工事件数	—
	混合セメント	237	高炉セメント	工事件数	—
		238	フライアッシュセメント	工事件数	—
	セメント	239	エコセメント	工事件数	—
	コンクリート及び コンクリート製品	240	透水性コンクリート	工事件数	—
	鉄鋼スラグ水和固 化体	241	鉄鋼スラグブロック	工事件数	—
	吹付けコンクリー ト	242	フライアッシュを用いた吹付けコンクリ ート	工事件数	—
	塗料	243	下塗用塗料（重防食）	m ³	—
		244	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗 料	m ³	—
		245	高日射反射率塗料	m ³	—
	防水	246	高日射反射率防水	工事件数	—
	舗装材	247	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	工事件数	—
		248	再生材料を用いた舗装用ブロック（プレ キャスト無筋コンクリート製品）	工事件数	—
	園芸資材	249	パークたい肥	m ²	○
		250	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚 泥コンポスト）	m ²	○
	道路照明	251	LED道路照明	設置基数	—
	中央分離帯ブロッ ク	252	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	工事件数	—

	タイル	253	セラミックタイル	工事件数	—
	建具	254	断熱サッシ・ドア	工事件数	—
	製材等	255	製材	工事件数	—
		256	集成材	工事件数	○
		257	合板	工事件数	○
		258	単板積層材	工事件数	—
		259	直交集成板	工事件数	—
	フローリング	260	フローリング	工事件数	○
	再生木質ボード	261	パーティクルボード	工事件数	—
		262	繊維板	工事件数	—
		263	木質系セメント板	工事件数	○
	木材・プラスチック複合材製品	264	木材・プラスチック再生複合材製品	工事件数	—
	ビニル系床材	265	ビニル系床材	工事件数	—
	断熱材	266	断熱材	工事件数	—
	照明機器	267	照明制御システム	工事件数	—
	変圧器	268	変圧器	工事件数	—
	空調用機器	269	吸収冷温水機	工事件数	—
		270	氷蓄熱式空調機器	工事件数	—
		271	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	工事件数	—
		272	送風機	工事件数	—
		273	ポンプ	工事件数	—
	配管材	274	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	工事件数	—
	衛生器具	275	自動水栓	工事件数	—
		276	自動洗浄装置及びその組み込み小便器		—
		277	大便器		—
	コンクリート用型枠	278	再生材料を使用した型枠	工事件数	—
		279	合板型枠	工事件数	○
建設機械	—	280	排出ガス対策型建設機械	工事件数	—
	—	281	低騒音型建設機械	工事件数	—
工法	建設発生土有効利用工法	282	低品質土有効利用工法	工事件数	—
	建設汚泥再生処理工法	283	建設汚泥再生処理工法	工事件数	—
	コンクリート塊再生処理工法	284	コンクリート塊再生処理工法	工事件数	—
	舗装（表層）	285	路上表層再生工法	工事件数	—
	舗装（路盤）	286	路上再生路盤工法	工事件数	—
	法面緑化工法	287	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	工事件数	—
	山留め工法	288	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	工事件数	—

目的物	舗装	289	排水性舗装	工事件数	－
		290	透水性舗装	工事件数	－
	屋上緑化	291	屋上緑化	工事件数	－
【対象範囲・定義】 1 本項の対象とする「高日射反射率塗料」は、日射反射率の高い含量を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。 2 本項の対象とする「高日射反射率防水」は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い含量を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。 3 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。） 5 本項の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」は、建築の木工事において使用されるものとする。 6 本項の対象とする「フローリング」は、建築の木工事において使用されるものとする。 7 本項の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。 8 JIS A 5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号KSに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。 9 本項の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。 ① 絶縁材料としてガスを使用するもの ② H種絶縁材料を使用するもの ③ スコット結線変圧器 ④ 3以上の巻線を有するもの ⑤ 柱上変圧器 ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの ⑨ 定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの ⑩ 風冷式又は水冷式のもの 10 本項の対象とする「吸収冷温水器」は、冷凍能力が105kW以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。 11 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。 12 本項の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。 13 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は「再生材料を使用した型枠」の対象外とする。 14 本項の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。					

別添4 調達目標及び前年度調達実績

特定調達品目の分類	調達目標	令和7年度 調達実績	目 標 達成状況
1 紙類	90%	100.0%	○
うちコピー用紙	99%	100.0%	○
2 文具類	90%	100.0%	○
3 オフィス家具等	90%	—	—
4 画像機器等	90%	100.0%	○
5 電子計算機等	90%	100.0%	○
6 オフィス機器等	90%	100.0%	○
7 携帯電話	90%	—	—
8 家電製品	90%	—	—
9 エアコンディショナー等	90%	—	—
10 温水器等	90%	—	—
11 照明	90%	—	—
12 自動車等	90%	50.0%	×
13 消火器	90%	—	—
14 制服・作業服等	90%	100.0%	○
15 インテリア・寝装寝具	90%	—	—
16 作業手袋	90%	—	—
17 その他繊維製品	90%	—	—
18 設備	90%	—	—
19 災害備蓄用品	90%	—	—
20 ごみ袋等	90%	54.5%	×
21 役務	原則とする	—	—
22 公共工事	原則とする	—	—

【備考】

- 1 役務については、業務への影響を考慮する必要があることから、当面は各特定調達品目の判断の基準を努力目標とし、数値目標は設定しない。
- 2 公共工事における工法、目的物については、目標の設定が難しいことから、当面は目標を設定せず、今後、目標の立て方について検討するものとする。